

補給班長

附

機

機

機

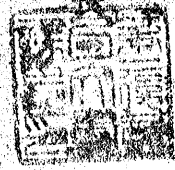
局

復第一九三二号

遊休物資活用手続及領の施行について

昭和二十三年三月三十日

厚生省復興局文書課長



大東亞復興局事務次長殿

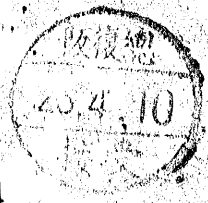
標記の件について経済安定本部補給班長官から別紙の通り通知があつ

たから承知されたい。

通知先 連絡局、支那、上陸地、留美、船残、文書、二復、地方復

員局

機



1254

逓本第二七九號

遊休物資活用手續要領の施行に關する件

昭和二十三年三月三日

經濟安定本部總務長官

厚生次官 殿

昭和二十三年二月十日經濟安定本部訓令第六號遊休物資活用手續要領の施行に關しては、左記参照の上宜しく取計られたい。

記

- 一 この訓令は、遊休物資の活用に關する從來の各種措置の統一及び明確化を圖るものであるから、これと重複する諸法令及び諸措置はなすべく速かにこれを改廢すること。
- 二 不正保有物資には、いわゆる安綱統制違反の物資はこれを含みたること。
- 三 遊休物資については、當該物資の生産又は販賣を業とする者の所有物資はこれを對象外としてゐるが、これは失々の物資の調整配給に關する法令により現に規制されてゐるのでこの訓令で規定すれば重複することになり、又保有限額の設定等も技術的に困難なのでこ

れを除外したのである。但しこれらの者の賣買は、實質上遊休物資として借請せらるべきは當然のことであるから、その調査及び活用措置については、この訓令の對象とする遊休物資と併せ綜合的に實施すること。
一註一 小正保有物資については、當該物資の生産又は販賣を業とする者といえどもこれを對象とすることはいふまでもない。
四 訓令第三條の二項で規定する保有限度變更の許可については、特定の業種部門全体についてこれを行う場合と特定の者に対して個別にこれを行う場合とが考えられるが、前者についてはその業種部門の所管官廳から申請を具して經濟安定本部の承認を求めた上告示を以てこれを公表することとし、後者については主務官廳において所有者の申請を俟つて審議の上文書を以てこれを通知するものとする。許可に當つては前者の場合には業種部門をできるだけ具体的に細業種部門別に示してその適用に當り疑義を生じ又は賦課の口實を興えることを防止し、又後者の場合はその對象を生産復興及び民生安定に密接な關係を有するものに限定し、放漫に流れをいふようであるものとし、地方經濟安定局は各官廳地方出先機師の實際状況で

つき適宜監査を行うものとする。

五 この訓令において事業者の主管官廳という場合は、事業者が二種以上の事業を兼営しているときは、各事業の限界が明瞭であり、その采有物資の用途についていすもとの兼種の管するものが確定している場合の外は、主たる事業の所管官廳という意味を解せらるべきこと。

六 報告の提出。采有限度の算定等に當つては、各工場、事業場毎にこれを行うを原則とし、當該工場、事業場が同一企業に屬する他の工場、事業場の物資を採蓄している場合等において必要あれば採有限度の變更の許可等によりこれを調整すること。

七 閉鎖機關監査員采有物資のうち配給統制物資については、閉鎖指定後その処分準備整い次第逐次同員會からその詳細なリストを經濟安定本部に提出せしめ、その中數量の大なる重要物資についてはこれを一括公開（特別の必要あるときは公開以外の適當な機體にて譲り渡すしめ、その以外の物資については同委員會で於てこれを公示し、副官證明書と引換えに同委員會から直轄せしめること。

八 兵隊處理委員會采有物資については、全部これを産業復興機關に

譲り渡さしめる方針とすること。

九 訓令第三三條三八に掲げる未配分の特殊物件については、配給統制物資は原則として全部公團に譲り渡すこととするが、その他の物資については現費により持たない場合又は各都道府縣において生産復興又は民生安定のための適當な処分をすることと認めらるること。

十 訓令第三三條の三に掲げる各種物資についてはその処理方針の細目を決定するに當つては、王省官廳は該の經濟安定本部の意見を尊重すべしと。

十一 訓令第五條に規定する報告については、毎四半期毎にこれを徴するものとし、右の報告、その他遊休物資の所在を備する公示は、各官廳においてこれを取りまとめた一表の閲覧に供するを以て定るとすること。

十二 過剩物資の公示後六十日を経過するも尚処分されずに残つた物資その買上げを不適當とする場合その他、得て支障を及ぼし、原則として一應これを公團に買上げせしめ、所有權を多量して再配分の對象として確定する方針とすること。

十三 訓令第五條に規定する報告に著しい過剩在庫の申告があつた場

官ては主務官廳は取りあえず直ちでその所有者に対し當該物資の果
實を命じて形質變更等により脱法を圖ることを防止する方針とする
こと。

十四 訓令第八條但し書に規定する場合は、例えば再販証しを付ければ
需要のない大型鋼材の如く公示後六十日間の公團買上猶豫期間を設
める必要のない場合、その他當該物資の活用上特に必要ある場合は
意味あること。

十五 訓令第十一條第一項但し書に規定する不正保有物資の公團以外
の者への譲渡しは、例えば生鮮食品とか雜品賣の如きものが、警
察取締等の對象として摘發された場合の如くこれを公團で買上げせ
しめることか政策的に不可能な場合等を豫想しているのであつて、
一般の物資については譲渡價格等の問題があるので極めて特殊の必
要ある場合の外はこの例外許可を行わない方針とすること。

十六 訓令第七條により物資所有者と譲受け申込者との間の過剩物資
の認定を請して争ひが生じ主務官廳の認定を求めた場合は、
偶々物資の所有者に於て訓令第五條に定める報告義務違反があつた
ことかはじめで發見された場合は、當該物資はその本來の性質の如

何を問わすこの一筆を以て不正承有物資と認定されるわけであり、
従つてすべて公團員上といふこととなる。但しこの場合は、當初の
譲受け申込者に對して公團から優先配分することとし、公團は後
上、経理上の手續を行つただけで現物は直接所有者から右の譲受け申
込者に引渡す方針とすること。

（一） 申請書
（二） 申請書
（三） 申請書
（四） 申請書
（五） 申請書
（六） 申請書
（七） 申請書
（八） 申請書
（九） 申請書
（十） 申請書
（十一） 申請書
（十二） 申請書
（十三） 申請書
（十四） 申請書
（十五） 申請書
（十六） 申請書
（十七） 申請書
（十八） 申請書
（十九） 申請書
（二十） 申請書
（二十一） 申請書
（二十二） 申請書
（二十三） 申請書
（二十四） 申請書
（二十五） 申請書
（二十六） 申請書
（二十七） 申請書
（二十八） 申請書
（二十九） 申請書
（三十） 申請書
（三十一） 申請書
（三十二） 申請書
（三十三） 申請書
（三十四） 申請書
（三十五） 申請書
（三十六） 申請書
（三十七） 申請書
（三十八） 申請書
（三十九） 申請書
（四十） 申請書
（四十一） 申請書
（四十二） 申請書
（四十三） 申請書
（四十四） 申請書
（四十五） 申請書
（四十六） 申請書
（四十七） 申請書
（四十八） 申請書
（四十九） 申請書
（五十） 申請書
（五十一） 申請書
（五十二） 申請書
（五十三） 申請書
（五十四） 申請書
（五十五） 申請書
（五十六） 申請書
（五十七） 申請書
（五十八） 申請書
（五十九） 申請書
（六十） 申請書
（六十一） 申請書
（六十二） 申請書
（六十三） 申請書
（六十四） 申請書
（六十五） 申請書
（六十六） 申請書
（六十七） 申請書
（六十八） 申請書
（六十九） 申請書
（七十） 申請書
（七十一） 申請書
（七十二） 申請書
（七十三） 申請書
（七十四） 申請書
（七十五） 申請書
（七十六） 申請書
（七十七） 申請書
（七十八） 申請書
（七十九） 申請書
（八十） 申請書
（八十一） 申請書
（八十二） 申請書
（八十三） 申請書
（八十四） 申請書
（八十五） 申請書
（八十六） 申請書
（八十七） 申請書
（八十八） 申請書
（八十九） 申請書
（九十） 申請書
（九十一） 申請書
（九十二） 申請書
（九十三） 申請書
（九十四） 申請書
（九十五） 申請書
（九十六） 申請書
（九十七） 申請書
（九十八） 申請書
（九十九） 申請書
（一百） 申請書

十七 産業復興公園その他の公園は、この訓令に定める手順により譲
受けた遊休物資につき詳細なリストを作成して、これを毎週経済安
定本部（全国の買上分について）及び地方経済安定局（当該地方の
おける買上について）に提出し、左の手續によりこれを処分するこ
と。

（イ）配給統制物資の処分

(1) 指定処分

経済安定本部又は地方経済安定局は右のリストのうち指定処理
分を定め、これを公園に指示する。指定処分とは買上数量が
特に大なる場合その他特別の必要があつて（ウ）に掲げる既存の割
當證明書による直賣の原則によることを通常としない場合にお
いて、これを新しい追加供給力として当該期又は次期以降の物
資需給計表に組入れ、
或いは物資需給計表外の付加分として、当該物資に見合ひ新規
の割當證明書（この割當證明書には必要な場合は譲受け先を
公園と指定し且つ物件を明示して当該物資以外に流用を許さぬ
措置を講ずるものとする）を發行する分をいふこの新規に發

行される刑作證明と引き換えに公團から該物資を譲り渡すこと。

(2) 指定区域分以外の物資

(1) により指定区域分の指定を受けた物資以外の物資については、公團のそのリストを公示し且、係官職とも充分な連絡をとり、物資需給計算の基も現在既に履行されている刑作證明書と引き換えに譲受けを申込んだ者に直賣する。この手続により相替期間を超過するものも処分し得る現れた物資については、公團の申請の基も経済安定本部又は地方経済安定局は中央物資活用委員会又は地方物資活用委員会に諮問し、(1)の指定区域分の手続に準じてこれを特配する等適當な処分方針を定めんとす。

(3) 繊維及繊維製品

繊維及び繊維製品については、(1)及び(2)にかかわらず昭和二十二年十月十五日経済第五十七號「産業復興公團買上繊維品の處理要領」に従ふこと。

刑作給付物資以外の物資の処分

配給統制以外の物資については、経済安定本部又は地方経済安定

局は中央物資活用委員會又は地方物資活用委員會に諮問して適當な處分方針を定めるところ。

十八 前號の(1)の指定處分については、地方經濟安定局は、昭和二十二年十一月一日經濟第六二三號一應運輸物資の配分手續について一定の定める地方處理分の範圍に於て且つ同運輸に定める方針に従つて各省地方出先機關の調整を自してこれを指示することから、同運輸に希けられていた物資については原則として全部地方處理分とする。但し指定處理分の扱いは特別の必要ある場合の外なるべくこれを先行せず前號の(2)に掲げる既存の割當證明書と引き換えに直接公團から譲り渡す方法を原則とすること。

十九 關係官廳の地方出先機關は地方經濟安定局を中心とする緊密な連絡をとり、地方物資活用委員會の組織を利用して本措置の圓滑な運用を図ること。又訓令第二十七條に規定する不撤申立の募集に當つては地方經濟安定局は地方物資活用委員會の意見を徴しこれを執行ものとす。

二十 官廳保有物資についても附表に掲げ不種類の物資については過剩物資があるときは訓令第二條に基き制定される規則に定める在庫額

官の規程に基いて経済安定本部及び所在の地方経済安定局に各一過
 宛親持書を提出するとともにこれを公示し、割當證明書と引き換え
 に譲受けの申込をした者に対しこれを譲渡するものとすること。右の場合保
 有期限の満期公衆物について、割當物行を保護する件、農林部
 官廳にこれを認めるものとする。割當親の認定については経済安定
 本部又は地方経済安定本部又は地方経済安定局から認めらるる
 ものとす。

二十一 森林所有の増大については、今後は過剰の増大については
 して所有者の主務官廳がこれを管理し、右在り有物増大については主として
 地方経済安定局が、主務官廳の協力を得ることとするもの
 である。

(起案用紙)

發付後 査閱 淨書 校合 月 日發付

經理部長

課長

課部員 主務部員

四月十三日起案

東京府立川口倉庫

建設院事務部
物資課長

宛 文書昭和三年四月十五日 記名 伊東 伊東

伊東倉庫調査報告についで

四月十三日の伊東倉庫調査報告による首題の件については大塚氏の
の持参物件の件、処理担当者と接衝した処を部より建設
院院に移管した物件について伊東倉庫調査報告を呈する
ものは既に部下を要した事案が完結するので各部と
しては報告を要しない旨回答があらためる所知を要する

(伊東)

阪復第七四號

海軍

1265

發付後
査閱

査閱

浄書

校合

3月17日發付

(起案用紙)

子長

山内

課長

課部員

經理部長

課長

主務部員

3月17日

日起案

山内

掃海下船部補給課長宛

文書昭和三年三月十七日

記名古坂信之助
官憲 掃海下船部

地蔵院部へ提出の移送資料一覧表
の件送付

首領の件一月中旬に処理せよ別紙の旨

(別紙三通添)

山内

海軍

海軍

(西大40納)

1266

普通 機密

掃海官部補給課長宛

文書昭和三年三月

四日

記名官憲 掃海官部補給課長

部 部員 主任

三月四日起案

査閲

浄書 校合

月 日 發付

(模造起案紙美紙葉)

局 總務部 掃海官部 補給課

通 首題の件 一月及二月中旬に処理せるもの別紙の

地方軍政部に提出の移管 表の件 送付

別紙 三通 掃

88

掃海官部第一課

海軍

1267

復二第 二五九號

掃海部長

昭和三十三年十二月二十七日

第二復員局長



四月十九日送付

1268

總務班長

連絡班長

庶務主任

補給班長

医務

大阪地方復員局長殿

治療品保管轉換の件訓令

前題の件左記により処理せよ

記

一 保管轉換元 大阪地方復員局補給部

二 保管轉換先 近畿海運局

名及び数量 別紙のとおり

本品は掃海管船業務用に充當のたので全部特殊物件である

(別紙添)

一 寫送付先 内務省調査局長

阪 25

近畿海運局長
海運總局資材部長
大阪地方復員局補給部長
同 經理部長

(終)

25

1269

診察台	顯微鏡	遠心分離器	膿盤	体温計	眼受	手術圧定巾	水中匙	金屈匙	片ツテル	瀝	イリガトル	品名
1件	1	1	2	1	1	1	1	1	1	1	2	数量
近視計	齒科器	耳鼻喉科器	耳鼻喉科器	外科器	瓶架	ツテル台	膏藥膏	濕布入	採尿器	檢尿具	密械卓子	品名
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	数量
爪切	剃刀	銳匙	止血鉗子	特針器	セツト	盤	脊髄麻痺用	種痘具	洗眼受	血沈計	品名	
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	数量	

手紙 手紙袋	三 舟 巾	劑 紙	コム 袋	コム 絆 創 膏	絹 糸	クリ セ リ 腹 巻	眼 帯	カ ー ゼ 小 包	カ ー ゼ	薬 燵 灰	液 量 計	品 名
組	枚	枚	個	個	把	個	個	個	反	個	個	数 量
2	5	2	3	3	2	2	2	1	2	1	6	品 名
ブ ラ シ	瓶 洗 子	氷 嚢	尿管 注射 器	莫 眼 瓶	注 射 筒	注 射 針	タ ス タ ー	脱 脂 綿	洗 眼 瓶	吸 器	尿 器	品 名
個	個	個	個	個	個	個	個	個	個	個	個	数 量
3	4	2	2	1	2	3	4	2	2	2	1	品 名
					糸 材 包	斗	ヨ ト 木 糸 セ	木 綿	一 号 綿 帯 包	綿 帯	縫 合 針	品 名
					個	個	個	個	個	卷	個	数 量
					3	3	4	6	7	3	5	量

リネールロウ液	硫酸マグネシウム	ヨードチンキ	ミグレニン	スンドル液	研酸軟膏	研酸	フロハロリル原素	プロテイン銀	葡萄糖注射液	ヒマシ油	ビタミンF錠	シタミン注射液
何	〃	〃	瓦	何	〃	〃	〃	瓦	何	瓦	〃	何
五	一五〇	二〇〇	一五〇	一四〇	五〇〇	五〇	五〇	二〇〇	一八〇	五〇〇	五〇〇	一〇〇〇
アクリール錠	エフエドリン末	異種蛋白質	マキキヨ液	アセトスルファミン	ウイルス抗原	吸着珪酸製剤	滅菌蒸溜水	ビタミンC錠	ビタミンC注射液	マニチン注射液	アミンア水	アルゼンチン製剤
何	瓦	何	瓦	何	〃	瓦	〃	〃	〃	何	〃	瓦
二五〇	七五	一五〇	五〇	五〇	一〇〇〇	二五〇	二五〇	四〇〇	七五	二〇〇	三〇〇	八〇
ビタミン補充剤	火傷油	エキホス粉末	肛門坐薬	アルファミン錠	食塩錠	アイトイミン	健胃散	クワルケル	緩下錠	過マンガン酸カリ錠	ワウリン葉	アミノピリン錠
〃	〃	瓦	〃	〃	何	〃	瓦	〃	〃	何	瓦	何
二〇〇〇	五〇	一〇〇	一〇	五〇	一〇〇	一〇〇	五〇	三	二〇	二五〇	一〇〇〇	二〇〇

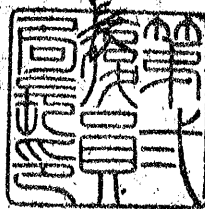
醋	ビツ
酸	ク
鉈	膏
〃	瓦
一〇〇	一〇〇
イトロ	エグ
ビン	ネ
錠	シア
119	瓦
二〇〇	四〇
	トル
	モ
	ザ
	ネ
	瓦
	五〇

1275

第二五九號

昭和二十二年十二月二十七日

第二復員局長



大阪地方復員局長殿

治療品保管転換の件訓令

海軍部

首題の件左記により処理せよ

記

保管転換元 大阪地方復員局附給部

保管転換先 近畿海運局

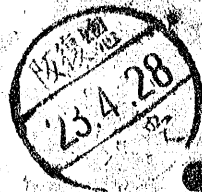
品名及び数量 別紙のとおり

本品は掃海保管船業務用に充當のたので全部特殊物件である

(別紙添)

寫送付先 内務省調査局長

阪 25



1276

近畿海運局長
海運總局資材部長
大阪地方復員局補給部長
同 經理部長

(終)

陸
25

1277

ホル リ 消 毒 器 具	試 薬 瓶	膏 棚 瓶	圧 舌 子	乳 棒	乳 鉢	之 皿 天 秤	試 験 管 之	打 診 器
具	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
一	一	一	一	一	一	一	一	一

カニフル 注射剤	イ 件	一〇〇	食塩	一〇〇	スルファミン 製剤	一〇〇	七〇〇
オキシドール	瓦	二五〇	硝酸銀	五〇〇	水銀軟膏	二〇〇	五〇〇
塩酸プロカイン 注射剤	〃	一五〇	重炭酸ソーダ	三〇〇	乳酸製剤	〃	一五〇〇
塩化カルシウム 注射剤	〃	一五〇	カルシウム 注射剤	一五〇	乳糖	〃	一〇〇〇
液状石炭酸	〃	三〇〇	リキシル酸ソーダ	三〇〇	富薬	〃	五〇〇
化チールスルホン アミン	〃	五〇〇	サリチル酸	五〇〇	テルストール	〃	一〇〇
アミンアムアル	〃	一〇〇	ホニン製剤	一〇〇	チンク油	〃	三〇〇
アニチリ注射液	〃	一五〇	醋酸カリ液	二五〇	チアニトール	ハ	七〇〇
アルゴール	〃	一五〇	クレンジング 洗剤	五〇〇	チアスチールセ	瓦	五〇〇
アスピリン	〃	三〇〇	苦味チニギ	一五〇	チアチアソール錠	〃	一〇〇
アクリロール	〃	一五	キニーネ 注射剤	一〇〇	チアチアソール錠 注射剤	件	一〇〇
亜鉛華軟膏	瓦	五〇〇	肝油	一〇〇	スルホサリチル酸	〃	二五

醋	ビツク
酸	ク
鉍	膏
ハ	瓦
一〇〇	一〇〇
ハトロセン	マグネシア
鉍	瓦
一〇〇	四〇
	トルモザニ末
	瓦
	一五〇

1283

阪急第八一號

昭和二十三年四月二十五日

大阪地方復員職務廳廳部長

第二復員職務廳廳部長殿

治療品保管轉換に關する件報告

左記治療品（備品）は昭和二十二年十二月二十七日復二第一〇一二號に
より一月一日附近畿海運局掃海部に保管轉換をしたが手續不充分の爲未
報告であつたから改めて報告する。
尙當該物件は昭和二十二年十二月二十七日復二第一一五九號以外のもの
である。

記

事務部長
補佐部長

七通少口送付持帰

23
5-1

担架	輸血器	酸素吸入器	腰椎注射器	耳鼻咽喉科器甲	二號検眼レンズ	外科器補充具	三號外科器	二號眼科器	診察台	四號外科器	器械消毒器	品名
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	具	個	〃	具	数稱
五	一	一	二	二	二	二	二	二	一	一	一	量
植皮籠	銀探子	咽喉綿棒	植皮刀	布帕鉗子	バツト	松葉杖	体重秤	身長計	診察椅子	人工太陽灯	人工呼吸器	品名
〃	〃	〃	〃	〃	一個	組	〃	具	〃	個	具	数稱
一	二	二	一	八	一	一	一	一	一	一	一	量

手	金	試	如	麻	鏡	吐	握	視	酸	骨	體	ツ
術	鋼	藥		醉		痰	力	力	素	體	穿	シ
情	管	瓶	露	器	架	器	計	檢	筒	刺	器	射
			個		具	個		具	個			具
		一										
六	三	五	一	一	一	一	五	二	二	一	一	二
磷	膏	取	檢	栓	懷	金	打	鏡	土	膿	洗	種
酸	科	門	視			屬	診		皿		眼	痘
銀	器	鏡	表	拔	爐	力	器	匙	天	秤	盤	受
挾						テ						具
個	"	"	具	"	個	具	"	個	具	"	個	具
一	一	二	二	一	九	二	二	一	二	一	三	三

胃管カテーター	圧舌子	攝氏温度計	試験管立	検水具	ホルミン消毒器	齒科ユニット	齒科椅子	離架	知覚計	陶液量計	食薬注射器	焼灼器
組	個	個	個	具	具	組	個	個	個	個	具	具
—	—	—	四	—	—	—	—	二	—	二	二	—
		換尿具	五徳	止血管	水牛匙	金馬匙	深尿器	膏藥篋	鼻鏡	耳鏡	灌腸器	かじせ鉗子
		具	具	具	具	個	具	個	個	組	具	個
五	—	—	—	五	二	三	二	三	—	—	五	五

食卓	電話(主下安電)	床間用花籃	湯	筒	絨	消	座敷用角椅子	物	椅子	經理部	局	品	品名	数量	所在	備考	
																	附
二	一	一	一	一	一	三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
食卓	台所	大間	大間	玄關	五關備機掛間	廊下	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
		山本氏寄贈品	山本氏寄贈品	山本氏寄贈品													

局
福

品名
数量
所在
備考

局
總務課
庶務課
課

受領證

官邸建物及附屬敷地

受領備品目録別紙の通り

受領しました

昭和二十三年四月三十日

大阪税關長

大阪地方復興員機務處理部長殿

福井榮治郎



1289

品名	呼称	数量	所在	備考
應接用長椅子	個	一	玄關備應接室	小型布製片手ナシ
カーテン	組	一	"	二枚一組
物置小テーブル	個	一	"	
肘掛椅子	個	一	"	
座敷用角卓子	個	一	局長室	
消火器	個	三	廊下	
絨氈	枚	一	玄關備應接室	
衝立	個	一	玄關	山本氏寄贈品
掛軸	本	一	大廣間	山本氏寄贈品
床間用花籃	個	二	大廣間 一局長室	山本氏寄贈品
食卓(長形)	個	二	食堂	
電話(天下三〇)	組	一	通所備廊下	

「移一

引

渡

書

壹

一、官邸建物及附屬敷地
引渡備品目録別紙の通り
右引渡します

昭和二十三年四月三十日

大阪地方復興残務處理部長 中杉 清治

大阪税關長

殿

1291

受領書

一、官邸建物及附屬敷地 壹

受領備品目録測紙の通り

右 受領しました

昭和二十三年四月三十日

大阪税關長

大阪地方復興員事務所長殿

1292

官邸引渡備品目録

品名	稱呼	数量	所在	備考
應接用長椅子	個	一	玄関禮応待室	小型布製片手ナシ
カ―	組	一	"	二枚一組
物置小片	個	一	"	
肘掛椅子	"	一	"	
座敷用角卓	"	一	局長室	
消火器	"	三	廊下	
絨氈	枚	一	玄関禮応待室	
衝立	個	一	玄関	山本氏等贈品
掛軸	本	一	大廣間	山本氏等贈品
床間用化費	個	二	大広間 局長室	山本氏等贈品
食卓	個	二	食堂	
電話	組	一	台所廊下	

昭和三十一年四月

一 西袖机	九 尺
一 片袖机	五 尺
一 平机	二十 尺
一 絨草袋廻転椅子	八 尺
一 布巻の椅子	計 尺
一 安樂椅子	四 尺
一 志持セツト	一 尺
一 硝子戸棚	五 尺
一 音棚	方 尺
一 金座	二 尺
一 更衣箱	十五 尺
一 硝子料	四 尺
	計 八 九 尺

記

税務署

事
中

雅叙

昨日 伊藤書記官持参せしラレシ

財務處理部ノ物品處理ニ関シ既ニ最善的ノ割合ニ出サレリ

行ノ意向ハ全部國庫整理ニ充テラレシ。此等ノ取扱ヲ維持セリ

状況ニ伴 財務局等ニ直接附ノ種田事務等下ノ方ニ理由ヲ述ベリ

交渉中ニハ方宜ニシテ 對量的ニ見テハ可ナリト意致。如ク見テラレシニハ

臨田事務局長ニカクノ如ク意見ヲ述ベシアリ

阪復第九七號

昭和二十五年五月廿五日

大阪地方復員事務局局長

第二復員局残務処理部長殿

物品保管転換終了の件報告

復二第二八五号及復二第二八六号による保管転換は空記の
通り終了した

記

訓令番号	同上 発布年月日	移管品名	移管表	移管終了月日
復二第二八五号	三三・五・二七	廳用物品	大阪府廳	三三・五・三一
復二第二八六号	三三・五・二五	廳用物品	近畿博覧會場 海部	三三・五・三一

(印)

2
6-2/3
田中

阪復第九八號

昭和三十三年 五月三十一日

大阪地方復員残務處理部長

第復員局残務處理部總務課長殿

移管資料一覽表(英文)の件送付

五月二十七日二復總第六〇號による首題の件別紙の

庶務三
通

(別紙三通係)

〽

大阪地方復員残務処理部長殿
復員総第六号

昭和二十三年五月二十日

厚生省復員高等第二復員高等残務処理部総務課長

大阪地方復員残務処理部長殿

残務処理部保有の特殊物件に関する件通知

庶務主任

連絡官

総務課長

掃海部長

各残務処理部保有品中不要のものが出来たときの

処理に關しては二復員第四五号で通知してあるが本

特殊物件の処理に肉し建設総務部第五三九号

紙束の通り建設総務局長から通知がある

了知ありたい

右処理物品に対する移管資料一覧表は従来通り

大阪復員
23.6.14
接受

1299 -

英文寫本三通等は第二復員局保有物品の最終
処理及び本以右の処理に対する移管資料一覧表
英文寫本三通送付してない向は一通通送せられ
たい。

(別紙添)

(巻)

別紙

建設院傳發第五三九號

昭和二十三年五月六日

建設院總務局長

厚生省第二總務局總務課長

第二總務局所管特殊物件について

概況について別紙のよりに各都道府縣知事に對して處理方針の変更を通知したから今後は保管轉換の手續、品目、數量の追加訂正等の措置は凡て當該都道府縣知事に對して實施されたい。

尙未極東海軍司令部に對する送還手續（受領報告）は依然當院に於て實施せねばならぬから其地方官廳より地元府縣に引繼れたリスト（英文）は別紙を取纏めて當院管殊物件課に提出されたい。

復員省

建設院特設第五三九號

昭和二十三年五月六日

建設院總務局長

各都道府縣知事殿

第二復員局所管特殊物件の處理について

昭和二十二年九月二十日附調査局一設第一五一七號内務省調査局長
名鑑簿により標記の特殊物件については全部中央で處理するものと
して貴局より其都度必要を報告を受けて官院に於て處理を指示して
來たが今般第二復員局も解散して厚生省第二復員局總務處理部とな
りその所管特殊物件も殆んど大部分の處理を終了したから今後は従
來の方針を變更して左の要領によつて處理を進められたい。

記

復員省

一、今後第二復員部（地方復員局事務處理部）より保管轉換される
小口の特殊物件は凡て一般の特殊物件の處理方針（經理措置も含
む）に従つて處理する事。従つて昭和二十二年九月二十日附調査
局一發第一五一七號内新舊調査局長名連帳による報告は不必要で
ある。

二、既に當院より連帳によつて處理を指示した物資であつても後に
なつて追加及訂正されて品目數量に相違を生ずる場合には其都度
先に指示した當院よりの連帳の趣旨に依り貴總で然るべく訂正處
理する事。